

# 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

ソフトバンク株式会社

# 接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

総務大臣 殿

2022年6月30日提出

会社名 ソフトバンク株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一 ㊟

本店の所在の場所 東京都港区海岸一丁目7番1号

電話番号 (03) 6889-2000

連絡者 執行役員 財務経理本部 本部長 内藤 隆志

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号

名称 本社

# 第一部 概要紹介

## 1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としています。

## 2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しています。

- ・電気通信事業法  
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則  
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「第二種接続会計規則」という。）

## 3 会計処理の基準

### (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしています。（以下「財務会計」という。）

第二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものです。

### (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

## 4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、第二種接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成しています。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 個別注記表
- (4) 役務別固定資産帰属明細表及びその注記
- (5) 移動電気通信役務収支表及びその注記

## 5 計算結果証明報告の紹介

第二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が第二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しています。

## 6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

## 第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次のとおり会計監査人からの監査報告書を受領しています。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 36 期事業年度の計算書類として、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しています。

# 独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

ソフトバンク株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丸 山 友 康

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 平 貴 史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 裕 介

### 監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の第36期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下併せて「役務別固定資産帰属明細表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の役務別固定資産帰属明細表等が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「役務別固定資産帰属明細表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項－役務別固定資産帰属明細表等の作成の基礎

注記に記載されているとおり、役務別固定資産帰属明細表等は、ソフトバンク株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出するため、第二種接続会計規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の事項

ソフトバンク株式会社は、上記の役務別固定資産帰属明細表等のほかに、2022年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2022年5月12日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2022年6月23日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、接続会計報告書に含まれる情報のうち、役務別固定資産帰属明細表等及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の役務別固定資産帰属明細表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。役務別固定資産帰属明細表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と役務別固定資産帰属明細表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

役務別固定資産帰属明細表等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して役務別固定資産帰属明細表等を作成することにある。また、役務別固定資産帰属明細表等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない役務別固定資産帰属明細表等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

役務別固定資産帰属明細表等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき役務別固定資産帰属明細表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

役務別固定資産帰属明細表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、役務別固定資産帰属明細表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から役務別固定資産帰属明細表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、役務別固定資産帰属明細表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 役務別固定資産帰属明細表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として役務別固定資産帰属明細表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において役務別固定資産帰属明細表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する役務別固定資産帰属明細表等の注記事項が適切でない場合は、役務別固定資産帰属明細表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 役務別固定資産帰属明細表等の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



### 第三部 接続会計財務諸表

# 1 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1 社債		460,000
(1) 有形固定資産			2 長期借入金		1,244,546
1 機械設備	2,729,857		3 リース債務		515,199
減価償却累計額	2,022,441	707,416	4 退職給付引当金		9,269
2 空中線設備	706,088		5 事業終了損失引当金		488
減価償却累計額	385,911	320,177	6 契約損失引当金		23,917
3 端末設備	272,182		7 資産除去債務		52,168
減価償却累計額	195,665	76,517	8 その他の固定負債		20,731
4 市内線路設備	26,631		固定負債合計		2,326,318
減価償却累計額	15,465	11,166	II 流動負債		
5 市外線路設備	90,162		1 1年以内に期限到来の固定負債		322,165
減価償却累計額	82,742	7,420	2 コマーシャル・ペーパー		129,400
6 土木設備	97,413		3 買掛金		91,841
減価償却累計額	85,833	11,580	4 短期借入金		214,856
7 海底線設備	26,603		5 リース債務		291,384
減価償却累計額	23,577	3,026	6 未払金		604,847
8 建物	187,623		7 未払費用		13,934
減価償却累計額	95,249	92,374	8 未払法人税等		62,660
9 構築物	36,719		9 契約負債		48,755
減価償却累計額	30,033	6,686	10 預り金		112,539
10 機械及び装置	2,015		11 前受収益		707
減価償却累計額	607	1,408	12 賞与引当金		35,243
11 車両	3,392		13 事業終了損失引当金		873
減価償却累計額	2,958	434	14 契約損失引当金		17,034
12 工具、器具及び備品	118,506		15 資産除去債務		5,362
減価償却累計額	86,610	31,896	16 その他の流動負債		12,666
13 土地		15,983	流動負債合計		1,964,266
14 建設仮勘定		149,389	負債合計		4,290,584
有形固定資産合計		1,435,472			
(2) 無形固定資産					
1 海底線使用权		455			
2 施設利用権		51			
3 ソフトウェア		436,361			
4 のれん		6,794			
5 特許権		13			
6 借地権		67			
7 周波数関連費用		145,157			
8 商標権		210,002			
9 建設仮勘定		63,913			
10 その他の無形固定資産		4,469			
無形固定資産合計		867,282			
電気通信事業固定資産合計		2,302,754			

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
B 投資その他の資産			(純資産の部)		
1 投資有価証券		29,161	I 株主資本		
2 関係会社株式		1,208,410	1 資本金		204,309
3 その他の関係会社投資		46,559	2 資本剰余金		
4 出資金		1	(a) 資本準備金	71,371	
5 長期貸付金		151	資本剰余金合計		71,371
6 役員及び従業員に対する 長期貸付金		21,390	3 利益剰余金		
7 関係会社長期貸付金		980	(a) その他利益剰余金		
8 長期前払費用		75,658	繰越利益剰余金	689,022	
9 繰延税金資産		95,733	利益剰余金合計		689,022
10 その他の投資及びその他の資産		40,510	4 自己株式		△106,461
貸倒引当金		△19,026	株主資本合計		858,241
投資その他の資産合計		1,499,527	II 評価・換算差額等		
固定資産合計		3,802,281	1 その他有価証券評価差額金	174	
II 流動資産			2 繰延ヘッジ損益	△2,311	
1 現金及び預金		281,997	評価・換算差額等合計		△2,137
2 受取手形		85	III 新株予約権		9,283
3 売掛金		767,422			
4 契約資産		12,503			
5 未収入金		78,151			
6 リース投資資産		18,427			
7 商品		61,159			
8 貯蔵品		7,405			
9 前渡金		2,207			
10 前払費用		56,764			
11 短期貸付金		14,845			
12 預け金		72,087			
13 その他の流動資産		12,658			
貸倒引当金		△32,020			
流動資産合計		1,353,690	純資産合計		865,387
資産合計		5,155,971	負債・純資産合計		5,155,971

## 2 損益計算書

〔 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,524,874
(2) 営業費用		
1 営業費	785,327	
2 施設保全費	427,374	
3 管理費	68,928	
4 試験研究費	9,659	
5 減価償却費	456,138	
6 固定資産除却費	20,258	
7 通信設備使用料	279,866	
8 租税公課	40,698	
電気通信事業営業利益		2,088,248
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		814,902
(2) 営業費用		694,689
附帯事業営業利益		120,213
営業利益		556,839
III 営業外収益		
1 受取配当金	37,499	
2 雑収入	15,549	
III 営業外収益		53,048
IV 営業外費用		
1 支払利息	36,757	
2 債権売却損	25,231	
3 雑支出	21,139	
IV 営業外費用		83,127
經常利益		526,760
V 特別損失		
1 関係会社株式評価損	27,048	27,048
税引前当期純利益		499,712
法人税、住民税及び事業税	137,683	
法人税等調整額	△2,190	135,493
当期純利益		364,219

### 3 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっています。

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法によっています。

##### (2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっています。

##### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を含む)

定額法により償却しています。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を含む)

定額法により償却しています。

##### (3) 長期前払費用

均等償却しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

なお、退職一時金制度の支給対象期間は2007年3月31日までとなっています。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

###### ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において全額費用処理しています。

##### (3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度末に負担すべき金額を計上しています。

##### (4) 事業終了損失引当金

事業の終了に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

#### (5) 契約損失引当金

顧客との契約の履行に伴い発生する将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

### 4. 収益および費用の計上基準

#### (1) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

#### ① コンシューマ事業

コンシューマ事業における収益は、主に個人顧客向けのモバイルサービスおよび携帯端末の販売、ブロードバンドサービス収入からなります。

##### a. モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社は契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入(以下「モバイルサービス収入」と)と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益(以下「携帯端末売上」と)は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの(以下「間接販売」と)、当社が契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの(以下「直接販売」と)からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社は、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、概ね一か月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、概ね一か月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、概ね一か月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が一年以内の場合に重大な金融要素

の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の経験に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

#### i. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引き渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。したがって、当社は代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

#### ii. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

#### b. ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入(以下「ブロードバンドサービス収入」と)と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

### ② 法人事業

法人事業における収益は、主に法人顧客向けのモバイルサービス、携帯端末レンタルサービス、固定通信サービスおよびソリューション等の収入からなります。

#### a. モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社のモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

#### b. 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

#### c. ソリューション等

ソリューション等における収益は、主に機器販売サービス、エンジニアリングサービス、マネージドサービス、データセンターサービス、クラウドサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

### (2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計の方法

#### 金利スワップ

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 : 金利スワップ

ヘッジ対象 : 借入金の利息

##### (3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避す



る目的で金利スワップ取引を行っています。

#### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

(会計方針の変更に関する注記)

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識に関する会計基準等」)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

また、前事業年度の貸借対照表の流動資産に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」および「契約資産」に含めて表示しています。また、前事業年度の貸借対照表の流動負債に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」および「その他の流動負債」に含めて表示し、流動負債に表示していた「返品調整引当金」は当事業年度より「その他の流動負債」に含めて表示しています。

この結果、従来の方法に比べ、当事業年度の営業収益が64,797百万円、営業費用が59,506百万円、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ5,291百万円減少しています。また、利益剰余金の当事業年度期首残高が7,041百万円増加しています。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)および「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)(以下「時価の算定に関する会計基準等」)を当事業年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項および「金融商品に関する会計基準」第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価の算定に関する会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。これによる当事業年度の計算書類の金額に与える影響はありません。なお、(金融商品に関する注記)において時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明に関する事項の注記を記載しています。

(表示方法の変更に関する注記)

#### 貸借対照表

前事業年度において、「無形固定資産」の「その他の無形固定資産」に含めていた、周波数利用に伴う関連費用(前事業年度37百万円)の金額的重要性が高まったため、当事業年度より「周波数移行費用」と合算したうえで「周波数関連費用」に名称変更して表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に会計上の見積りにより計上した資産および負債のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りです。

#### 関係会社株式の減損に係る見積り

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式の時価が

著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

関係会社株式の減損の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断および見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。資産等の時価ならびに発行会社の超過収益力は、発行会社が生み出す見積将来キャッシュ・フローや成長率および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の減損に係る見積りに関連する金額については、「(金融商品に関する注記) 2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

(貸借対照表に関する注記)

## 1. 偶発事象

### (1) 貸出コミットメント

当社は、子会社等の間に貸出コミットメント契約を締結しています。

当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。

貸出コミットメントの総額	77,850百万円
貸出実行残高	15,825
未実行残高	<u>62,025</u>

### (2) 訴訟

当社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

a. 当社は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社（以下「JPiT」）を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線（5次PNET）へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等（約149億円）について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害（161.5億円）が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

当社は、当該訴訟において、JPiTの主張を全面的に争う方針です。

なお、2015年7月29日付で上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。当社は上記a.の訴訟について追加業務に関する報酬等を精査した結果、2015年11月13日に、請求額を約149億円から約204億円に変更し、さらにJPiTに対して提供中の回線の仕入価格の変更等を受けて、2016年10月12日に請求額を約204億円から約223億円に、2017年9月7日に約223億円から約240億円に変更しました。

また、JPiTは上記b.の訴訟について2020年6月24日付で追加申立を行い、当社に対する請求額を161.5億円から168.1億円に変更しました。

## 2. 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

3,939百万円

## 3. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は1,286百万円です。

#### 4. 株式消費貸借取引契約による借入金

当社は、株式消費貸借取引契約により消費貸借取引を行っており、契約上その担保として受け入れた現金を次の通り計上しています。

短期借入金	71,300百万円
-------	-----------

上記取引の対象株式は、当社が子会社より株式消費貸借取引契約による消費貸借取引にて借り入れた株式の一部であり、当社は売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しています。また、貸し出した株式については、借り手は売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しています。当社が上記の子会社より消費貸借取引にて借り入れている株式のうち、自己で保有している株式と貸し出している株式の時価は、それぞれ次の通りです。

自己保有株式の時価	40,291百万円
貸し出し株式の時価	153,567
借り入れた株式の時価	193,858

#### 5. 財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値を上回らないこと。
  - a.  $\text{ネットレバレッジ・レシオ} = \text{ネットデット (b)} \div \text{調整後EBITDA (c)}$
  - b. 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。
  - c. EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

#### 6. 関係会社金銭債権債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権債務は次の通りです。

長期金銭債権	44百万円
長期金銭債務	184
短期金銭債権	64,317
短期金銭債務	214,974

#### 7. 取締役に対する金銭債権債務

取締役に対する金銭債権債務は次の通りです。

金銭債権	20,750百万円
金銭債務	359

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	69,099百万円
営業費用	291,524
営業取引以外の取引	40,231

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

79,843千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

非適格現物出資	113,752百万円
投資有価証券評価損	43,192
未払金および未払費用	21,283
減価償却資産	18,394
資産除去債務	17,616
貸倒引当金	15,630
賞与引当金	10,960
契約負債およびその他流動負債	9,817
棚卸資産等	4,847
未払事業税	3,878
その他	16,672
繰延税金資産小計	276,041
評価性引当額	△163,326
繰延税金資産合計	112,715
繰延税金負債との相殺	△16,982
繰延税金資産の純額	95,733

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△6,259百万円
リース投資資産	△5,642
その他有価証券評価差額	△1,736
その他	△3,345
繰延税金負債合計	△16,982
繰延税金資産との相殺	16,982
繰延税金負債の純額	—

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

機械設備	422,049百万円
空中線設備	265,763
端末設備	3,020
市内線路設備	1,269
市外線路設備	4,505
土木設備	8,352
建物	29,719
構築物	5,758
機械及び装置	6
車両	17
工具、器具及び備品	3,577
ソフトウェア	225,669
合計	969,704

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーや社債の発行、債権流動化およびセール・アンド・リースバック取引による資金調達を行っています。これらの資金調達は、主に設備投資を目的としています。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は主に事業展開または業務運営における優位性の確保やシナジー効果の創出を目的とする企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されています。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

短期貸付金は、主に当社の子会社であるHAPSモバイル(株)、テレニシ(株)、SBメディアホールディングス(株)、日本コンピュータビジョン(株)への貸付金です。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日です。

短期借入金は、主に当社の子会社であるWireless City Planning(株)、SBペイメントサービス(株)、(株)IDCフロンティア、SB C&S(株)からの借入金に加え、株式消費貸借取引契約や合同運用指定金銭信託からの資金調達によるものです。なお、Wireless City Planning(株)からの借入は、Wireless City Planning(株)を委託者、信託銀行を受託者、当社を金銭の運用先とする特定金銭信託契約に基づく資金の借入であり、実質的には同信託銀行を経由した借入です。また、1年以内に期限到来の固定負債および長期借入金は、金融機関からの借入金であり、社債およびコマーシャル・ペーパーは資本市場からの資金調達です。

デリバティブ取引は、変動金利の長期借入金に係る金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るための金利スワップ取引です。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件による場合、当該価額が異なる場合があります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません。(注3)をご参照ください。)また、現金は注記を省略しており、短期間で決済されるものについては時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	16,511	16,511	—
(2) 関係会社株式 子会社株式	3,090	34,165	31,075
関連会社株式	2,565	6,424	3,859
(3) 売掛金 貸倒引当金（流動資産）（*1）	767,422 △23,710		
	743,712	743,712	—
(4) 預け金	72,087	72,087	—
資産計	837,965	872,899	34,934

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(5) 社債	460,000	456,755	△3,245
(6) 長期借入金	1,244,546	1,255,778	11,232
(7) リース債務（固定負債）	515,199	518,968	3,769
(8) 1年以内に期限到来の固定負債	322,165	322,165	—
(9) リース債務（流動負債）	291,384	291,384	—
(10) 預り金	112,539	112,539	—
負債計	2,945,833	2,957,589	11,756
(11) デリバティブ取引（*2）	(3,331)	(3,331)	—

（\*1）売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しています。

（注1）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した時価

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した時価

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 投資有価証券、(2) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の時価は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。

(3) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行っており、レベル2の時価に分類しています。割賦債権の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。割賦債権を除く売掛金は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。割賦債権を除く売掛金の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 預け金

預け金は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

満期のない預け金の時価は、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 社債

社債の時価については、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、変動金利付の長期借入金はレベル2の時価、固定金利付の長期借入金はレベル3の時価に分類しています。

(7) リース債務（固定負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっており、レベル2の時価に分類しています。

(8) 1年以内に期限到来の固定負債

1年以内に期限到来の固定負債の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、変動金利付の固定負債はレベル2の時価、固定金利付の固定負債はレベル3の時価に分類しています。1年以内に期限到来の固定負債の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(9) リース債務（流動負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっており、レベル2の時価に分類しています。リース債務（流動負債）の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(10) 預り金

預り金の時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。要求払いの預り金の時価は、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

(注2) デリバティブ取引に関する事項

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次の通りです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価(*1)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	700,000	700,000	(3,331)

(\*1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。



## (注3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	8,227
関係会社株式 子会社株式 非上場株式 関連会社株式 非上場株式	1,037,774
その他	164,981
	50,983

これらについては、「(1) 投資有価証券」、「(2) 関係会社株式」には含めておりません。

## (持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	248,263百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	251,924
持分法を適用した場合の投資損失の金額	87,337

(注) 上記の金額は、いずれも当社の子会社が保有する関連会社に対する投資に係る金額を含めて表示しています。

関連会社に対する投資の金額は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準に準拠した場合に持分法の適用対象となる投資の帳簿価額であり、持分法を適用した場合の投資の金額および持分法を適用した場合の投資損失の金額は、同基準に準拠したものです。

なお、持分法を適用した場合の投資損失の金額は、持分法による投資の減損損失の金額を含めて表示しています。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
子会社	Wireless City Planning(株)	電気通信 事業	(所有) 直接31.8	役員の兼任 資金の借入	配当金の 受取	29,991	—	—
子会社	Aホールデ ィングス(株)	持ち株会社	(所有) 直接50.0	役員の兼任 株式の借入	株式の借入 (*1)	193,858	—	—
					貸借料の支払 (*1)	5	—	—
					配当金の 受取	1,917	—	—
					資本の 払戻	36,680	—	—

## 取引条件および取引条件の決定方針等

(\*1) 株式消費貸借取引契約の内容については、「(貸借対照表に関する注記) 4. 株式消費貸借取引契約による借入金」に記載しています。

貸借料については、外部金融機関との間で行う消費貸借取引を参考にしています。

役員及び個人主要株主等

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
役員及びその近親者	宮内 謙	当社取締役	(所有) 直接0.06	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	498	—	—
役員及びその近親者	宮川 潤一	当社取締役	(所有) 直接0.32	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	249	—	—
					資金の貸付 (*2) (*3) (*4) (*5)	20,000	役員及び従業員に対する長期貸付金	20,000
					貸付金利息の受取 (*2)	212	—	—
					預託金の受取 (*2)	250	その他の流動負債	39
					預託金利息の支払	1	—	—
役員及びその近親者	榛葉 淳	当社取締役	(所有) 直接0.02	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	249	—	—
役員及びその近親者	今井 康之	当社取締役	(所有) 直接0.02	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	249	—	—
					資金の貸付 (*2) (*3) (*4)	430	役員及び従業員に対する長期貸付金	430
					貸付金利息の受取	4	—	—
役員及びその近親者	藤原 和彦	当社取締役	(所有) 直接0.02	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	187	—	—
					資金の貸付 (*2) (*3) (*4)	320	役員及び従業員に対する長期貸付金	320
					貸付金利息の受取	0	—	—
					預託金の受取 (*2)	320	その他の流動負債	320
					預託金利息の支払	0	—	—
役員及びその近親者	孫 正義	当社取締役	(所有) 直接0.05	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	498	—	—

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- (※ 1) 会社法に基づき、2018年3月6日および2018年3月27日の取締役会において決議されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額はストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。
- (※ 2) 貸付利率は市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定した固定金利1.1%、返済条件は2026年3月31日を弁済期日とする満期一括返済で、合意による2031年3月31日までの5年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金を当社へ預託することが可能で、預託した場合の利率は貸付利率と同一です。預託金の残高の減少は貸付金利息との相殺になります。
- (※ 3) 本取引については、借入人の以下の資産が担保として設定されています。
  - ・本貸付金により購入したソフトバンク(株)の株式
- (※ 4) 弁済期日前に担保の公正価値が貸付金残高の一定割合を下回った場合には、当社は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。  
また、上記に該当する場合、当社は一定の範囲で借入人の将来の当社グループの報酬等の一部を留保し、貸付金の弁済に充てる権利(以下「追加的権利」)を有しています。
- (※ 5) 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利を行使した後の不足額の全額について、取締役である孫正義による保証が付与されています。

## (資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

主に基地局の一部、データセンター、ネットワークセンターおよび本社ビル等の事務所について、設備撤去または原状回復に係る費用等を合理的に見積り、資産除去債務を認識しています。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率は利付国債平均利回りを使用しています。

### 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	67,762百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	856
時の経過による調整額	144
資産除去債務の履行による減少額	△11,332
見積りの変更による増加額	100
期末残高	57,530

### 4. 当該資産除去債務の見積りの変更

通信トラフィックの需要や通信設備の効率運用、設備更新等を検討した結果、一部の通信設備の撤去の蓋然性が高まったため、資産除去債務を100百万円計上しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	181円87銭
1株当たり当期純利益	77円51銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益および費用の計上基準」に記載の通りです。

## 4 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 2022年3月31日現在 〕

(単位：百万円)

役務の種類		移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
		音声伝送役務			データ伝送役務		小計		
		携帯電話	その他	小計	携帯電話 BWA	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機械設備	取得価額	580,722	85,430	666,152	1,679,053	1,679,053	2,345,205	384,652	2,729,857
	減価償却累計額	417,217	76,028	493,245	1,292,034	1,292,034	1,785,279	237,162	2,022,441
	帳簿価額	163,505	9,402	172,907	387,019	387,019	559,926	147,490	707,416
空中線設備	取得価額	180,813	2,166	182,979	523,109	523,109	706,088	0	706,088
	減価償却累計額	81,980	1,950	83,930	301,981	301,981	385,911	0	385,911
	帳簿価額	98,833	216	99,049	221,128	221,128	320,177	0	320,177
端末設備	取得価額	58,784	28	58,812	169,976	169,976	228,788	43,394	272,182
	減価償却累計額	40,502	26	40,528	129,072	129,072	169,600	26,065	195,665
	帳簿価額	18,282	2	18,284	40,904	40,904	59,188	17,329	76,517
市内線路設備	取得価額	4,990	318	5,308	14,429	14,429	19,737	6,894	26,631
	減価償却累計額	2,578	279	2,857	9,033	9,033	11,890	3,575	15,465
	帳簿価額	2,412	39	2,451	5,396	5,396	7,847	3,319	11,166
市外線路設備	取得価額	15,910	1,245	17,155	46,002	46,002	63,157	27,005	90,162
	減価償却累計額	14,362	1,217	15,579	42,539	42,539	58,118	24,624	82,742
	帳簿価額	1,548	28	1,576	3,463	3,463	5,039	2,381	7,420
土木設備	取得価額	17,291	1,328	18,619	49,998	49,998	68,617	28,796	97,413
	減価償却累計額	14,910	1,283	16,193	44,672	44,672	60,865	24,968	85,833
	帳簿価額	2,381	45	2,426	5,326	5,326	7,752	3,828	11,580
海底線設備	取得価額	4,663	373	5,036	13,482	13,482	18,518	8,085	26,603
	減価償却累計額	4,057	361	4,418	12,127	12,127	16,545	7,032	23,577
	帳簿価額	606	12	618	1,355	1,355	1,973	1,053	3,026
建物	取得価額	33,328	2,729	36,057	96,372	96,372	132,429	55,194	187,623
	減価償却累計額	14,569	2,346	16,915	54,401	54,401	71,316	23,933	95,249
	帳簿価額	18,759	383	19,142	41,971	41,971	61,113	31,261	92,374

構築物	取得価額	8,980	78	9,058	25,963	25,963	35,021	1,698	36,719
	減価償却累計額	7,057	73	7,130	21,659	21,659	28,789	1,244	30,033
	帳簿価額	1,923	5	1,928	4,304	4,304	6,232	454	6,686
機械及び装置	取得価額	354	28	382	1,022	1,022	1,404	611	2,015
	減価償却累計額	72	22	94	391	391	485	122	607
	帳簿価額	282	6	288	631	631	919	489	1,408
車両	取得価額	595	47	642	1,721	1,721	2,363	1,029	3,392
	減価償却累計額	508	45	553	1,527	1,527	2,080	878	2,958
	帳簿価額	87	2	89	194	194	283	151	434
工具、器具 及び備品	取得価額	20,845	1,721	22,566	62,069	62,069	84,635	33,871	118,506
	減価償却累計額	14,250	1,578	15,828	47,141	47,141	62,969	23,641	86,610
	帳簿価額	6,595	143	6,738	14,928	14,928	21,666	10,230	31,896
土地	取得価額	3,062	179	3,241	8,853	8,853	12,094	3,889	15,983
	帳簿価額	3,062	179	3,241	8,853	8,853	12,094	3,889	15,983
建設仮勘定	取得価額	26,556	1,957	28,513	76,785	76,785	105,298	44,091	149,389
	帳簿価額	26,556	1,957	28,513	76,785	76,785	105,298	44,091	149,389
有形固定資産合計	取得価額	956,893	97,627	1,054,520	2,768,834	2,768,834	3,823,354	639,209	4,462,563
	減価償却累計額	612,062	85,208	697,270	1,956,577	1,956,577	2,653,847	373,244	3,027,091
	帳簿価額	344,831	12,419	357,250	812,257	812,257	1,169,507	265,965	1,435,472
無形固定資産合計	帳簿価額	168,292	10,574	178,866	517,531	517,531	696,397	170,885	867,282
電気通信事業固定資産合計		513,123	22,993	536,116	1,329,788	1,329,788	1,865,904	436,850	2,302,754

注記 役務別固定資産帰属明細表の作成の基礎

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）に基づいて作成しています。

2. 電気通信役務に帰属する固定資産の配賦手順

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務について、固定資産が帰属する役務が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務で共有する資産については、配賦整理書「2 固定資産の役務別配賦基準」及び「3 固定資産の役務別配賦手順」によりそれぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

固定資産の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「2 固定資産の役務別配賦基準」及び「3 固定資産の役務別配賦手順」に記載しています。

## 5 移動電気通信役務収支表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

役務の種類			営業収益 ※1	営業費用									営業利益	摘要
				※2	営業費	施設保全費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課		
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話	640,529	527,404	259,853	45,428	16,067	1,674	109,720	4,305	81,140	9,217	113,125	
		その他	3,252	34,944	3,173	7,479	435	33	20,131	363	541	2,789	-31,692	
		小計	643,781	562,348	263,026	52,907	16,502	1,707	129,851	4,668	81,681	12,006	81,433	
通信役務	データ伝送役務 携帯電話・BWA		1,278,083	1,004,672	414,040	245,612	26,477	6,632	265,610	10,625	16,007	19,669	273,411	
	小計		1,921,864	1,567,020	677,066	298,519	42,979	8,339	395,461	15,293	97,688	31,675	354,844	
移動電気通信役務以外の電気通信役務			603,010	521,228	108,261	128,855	25,949	1,320	60,677	4,965	182,178	9,023	81,782	
合 計			2,524,874	2,088,248	785,327	427,374	68,928	9,659	456,138	20,258	279,866	40,698	436,626	

注記 移動電気通信役務収支表の作成の基礎

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）に基づいて作成しています。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準及び配賦手順

※1 営業収益

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務は、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。

- (2) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号）に基づき、移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する売上または売上値引については、各役務の営業費用額比を用いて、それぞれの役務に配賦しています。

## ※2 営業費用

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務および、電気通信以外の事業に関連する費用については、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第一に掲げる基準を原則として、適切な配賦基準によりそれぞれの事業に配賦しています。
- (3) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第二様式 16 に従い、それぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

営業費用の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「6 営業費用の役務別配賦基準」及び「7 営業費用の役務別配賦手順」に記載しています。



## 第四部 参考情報

## 1 配賦整理書の紹介及び入手方法

### (1) 配賦整理書

当社では、役務別固定資産帰属明細及び移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成しています。

### (2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

<https://www.softbank.jp/corp/aboutus/public/accounting/>

## 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

## 3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

## 4 用語解説

### 第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第4項）で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（平成14年2月7日総務省告示第72号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあたっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

### 役務の種類

第二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細及び別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・音声伝送役務携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・音声伝送役務その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・データ伝送役務携帯電話・BWA（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・移動電気通信役務以外の電気通信役務

### 配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、固定資産額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用、固定資産取得価格及び帳簿価額を帰属させること。

5 その他

当社は、第二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細及び別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しています。

- ・ 移動電気通信データ伝送役務その他